租税特別措置法等 (間接税等関係) の改正

		目	次 ————————————————————————————————————
_	酒税関係の改正		
]	▲ 承認酒類製造者に対する酒税の税率		航空機燃料に係る航空機燃料税の税率
	の特例措置の創設	563	の特例措置の延長等 582
2	2 輸出酒類販売場制度における即時徴		六 自動車重量税関係の改正
	収の見直し	572	1 自動車重量税の免税等の特例措置
$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	たばこ税関係の改正		(いわゆる「エコカー減税」) の延長等
]	入国者が輸入する紙巻たばこのたば	•	583
	こ税の税率の特例措置の改正	573	2 自動車重量税の納付の事実の確認等
\equiv	揮発油税及び地方揮発油税関係の改正		の特例措置の見直し 587
]	l バイオエタノール等揮発油に係る課	:	3 車両安定性制御装置等を装備した貨
	税標準の特例措置の延長	574	物自動車等に係る自動車重量税率の特
四	石油石炭税関係の改正		例措置の見直し 588
]	地球温暖化対策のための石油石炭税		七 印紙税関係の改正
	の税率の特例に係る軽減・還付措置の		1 独立行政法人中小企業基盤整備機構
	延長	576	が作成する非課税文書の見直し 590
2	2 輸入農林漁業用A重油に係る石油石		2 新型コロナウイルス感染症及びその
	炭税の免税措置の延長	578	まん延防止のための措置によりその経
3	3 国産農林漁業用A重油に係る石油石		営に影響を受けた事業者に対して行う
	炭税の還付措置の延長	578	特別貸付けに係る消費貸借契約書の印
4	4 非製品ガスに係る石油石炭税の還付		紙税の非課税措置の延長 591
	措置の延長	578	八 その他間接税等関係の改正
<u>F</u> i.	航空機燃料税関係の改正		1 特例輸入者の帳簿代用書類の保存方
]	L 航空機燃料税の税率の特例措置の延		法の見直し 592
	長等	580	2 課税済みの輸入製造たばこの輸出に
2	2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空		関する明細を記載した書類の記載方法
	機燃料に係る航空機燃料税の税率の特		の見直し 593
	例措置の延長等	581	3 石油石炭税における月別申告の特例
			の承認申請書の記載方法の見直し 593

一 酒税関係の改正

1 承認酒類製造者に対する酒税の税率の 特例措置の創設

(1) 制度創設の背景等

酒税は、酒類、すなわちアルコール分1度以上の飲料を課税の対象として、酒類の製造場からの移出時又は保税地域からの引取り時に、酒類の製造者又は引取者を納税義務者として課されています。酒税は、酒類の消費に負担を求めようとするものであり、酒類の製造者などが納税した酒税の負担は製造コストなどの一部として販売価格に織り込まれることを通じて消費者に転嫁されることが予定されています。すなわち、例えば酒税率が変更されると、製造コストなどや、その転嫁を通じた販売価格に反映されることとなります。

このような、酒税が酒類の製造者の製造コストの一部となる点に着目して、これまで、大幅な酒税の増税が行われた際に、特に中小零細な事業者が多い清酒等に対して、こうした事業者に与える影響を緩和する観点から、時限的、経過的にその酒税を軽減する特例措置(以下「清酒等に係る酒税の税率の特例措置」といいます。)が講じられてきました(旧措法87)。

(注1) 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた、清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用を受ける酒類製造者などの一定の中小零細な清酒等の製造者に対しては、清酒等に係る酒税の税率の特例措置の軽減割合の縮減が既に震災直後の平成23年4月に実施されることが法定されていたところ、その影響を時限的、経過的に緩和する観点から、縮減前の軽減割合を継続して適用できるようにする特例措置(以下「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置」といいます。)が、清酒等に係る酒税の税率の特例措置のいわ

ば上乗せとして講じられてきました(旧震 災税特法43)。

また、同様の点に着目して、中小零細のビール製造者(いわゆる地ビール製造者)に対し、その特殊な市場環境や業界構造、製造コストの負担などを考慮して、事業参入の促進や創業期の経営基盤の強化に資する観点から、時限的にその酒税を軽減する特例措置(以下「ビールに係る酒税の税率の特例措置」といいます。)が講じられてきました(旧措法87の4)。

これらの特例措置については、累次見直しが 行われながらも現在まで適用期限が延長されて きましたが、それぞれ次のような課題が生じて いました。

清酒等に係る酒税の税率の特例措置については、平成元年度の酒税法改正による清酒等の増税に伴い激変緩和として講じられたものですが、現在まで長年にわたって措置されているとともに、清酒などその後酒税率が引き下げられた品目についても対象となっているなど、創設趣旨に合わない適用実態となっていました。

(注2) 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る 酒税の税率の特例措置についても、上乗せ の元となる清酒等に係る酒税の税率の特例 が抱える課題に加え、「「復興・創生期間」 後における東日本大震災からの復興の基本 方針(令和元年12月20日閣議決定)」におい て、復興・創生期間後の期間における支援 策を重点化すべき旨が示されていました。

ビールに係る酒税の税率の特例措置については、平成15年度改正において小規模なビール製造業への参入促進及び創業期における経営基盤の強化に資する観点から時限的な措置として講じられたものですが、現在まで長年にわたって措置されているとともに、一般に創業期とされる期間を超えて適用されている実態やその後酒税改革(平成29年度税制改正)により税率が大

幅に引き下げられ、また酒税改革によるビールの定義の拡大による新規参入者の増加が顕著な 状況にあると考えられるなど、創設趣旨に沿わ ない状況となっていました。

また、会計検査院の特定検査状況報告(平成26年11月)において、これらの特例措置に対して、今後、検証の内容をより一層充実させ、その検証結果に応じて、政策の実効性を高め、国民に対する説明責任を果たしていくことが必要である旨の指摘もなされていました。

このような課題が指摘されていたこれらの特 例措置が令和5年3月31日に適用期限を迎える に当たって、酒類業を所管する国税庁からは、 指摘等を踏まえてこれらの特例措置(「清酒等 に係る酒税の税率の特例措置」、「ビールに係る 酒税の税率の特例措置」、「被災酒類製造者が移 出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置 |) を廃止するとともに、新たに、国税庁が進める 酒類業の健全な発達に向けた施策の一環として、 地域で中核的な役割を果たしている意欲的な中 小零細の酒類製造者の更なる取組みを促すこと に資するものとなるよう、収益基盤の確保に意 欲的に取り組む中小零細の酒類製造者を対象と した、製造する酒類の品目にかかわらない酒類 製造者の規模に応じた税制上の特例措置につい て、廃止される従来の特例措置と同程度の水準 となる財政規模としつつ、効果検証を適切に行 うことができる仕組みを組み込んだものとして 創設することなどを内容とする税制改正要望が、 関係業界の要望も踏まえて、提出されました。

酒類市場は、現状、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、高度経済成長期後における消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、国内消費は全体として中長期的に縮小傾向にあり、こうした影響に対応するための取組みは一般に中小零細の酒類製造者ほど相対的に大きな負担を伴うものとなるものと考えられます。

国内全体の酒類消費の減少が避けられないも のと考えられる中で、近年の高付加価値な酒類 の製造による価格引上げや新たな需要の獲得、 好調な日本産酒類の海外需要に対応した酒類の 輸出などを進めていくことを促すことが、酒類 業の健全な発達にとって重要であると考えられ ます。

また、酒類市場は、全事業者のうちわずか2%程度の大規模事業者が、市場全体の95%以上を占める特殊な市場であり、このような環境においても多様な酒類の製造などに地域で意欲的に取り組む中小零細の酒類製造者が存続していくことは、酒類業の健全な発達を図り、ひいては酒税を保全する観点からも重要であると考えられます。

令和5年度税制改正においては、このような 背景等を踏まえ、本要望について、「酒類市場 は、大規模事業者による酒類が市場全体の大宗 を占めるという特殊な環境にある中で、地域で 多様な酒類を製造している意欲的な中小事業者 を存続させていくことは、多様化する国内外の 消費者ニーズに対応することで酒類業の健全な 発達を図り、ひいては酒税を保全する観点から も重要である。このような点を踏まえ、地域性 などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的 に取組み、酒類業の健全な発達に寄与する中小 事業者に対して支援を行う観点から、新たな酒 税の軽減措置を講ずる。あわせて、現行の酒税 の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行 に伴う激変緩和のための経過措置を講ずる」 (令和5年度税制改正大綱(自由民主党・公明 党)) こととされました(措法87)。

(2) 特例措置の概要

① 適用対象者

酒税の保全のために酒類業の健全な発達に 資する取組みを適正かつ確実に行うことがで きると認められるものとして、酒類の製造場 (以下1において「製造場」といいます。)の 所在地を所轄する税務署長(以下1において 「所轄税務署長」といいます。)の承認を受け た酒類製造者(以下1において「承認酒類製 造者」といいます。)で、前年度(年度とは、4月1日から翌年3月31日までの間をいいます。)の酒類の課税移出数量(以下1において「前年度課税移出数量」といいます。)が3,000kℓ以下である者

- (注1) 「前年度課税移出数量」には、完全支配 関係のある者の数量も含まれますが、令 和5年4月1日前から引き続き完全支配 関係がある者の数量は含まれないことと されています(改正法附則56⑤)。
- (注2) 「完全支配関係」は、法人税法第2条第 12号の7の6 (定義) における完全支配 関係と同様の概念です。

ただし、次に掲げる者に該当する場合には、下記(2)⑦の承認の取消しに関係なく、該当することとなったときから本特例の軽減措置は適用されません(措法87③)。

- イ その年度の前年度の末日において常時使 用する従業員の数が300人を超える個人
- ロ その年度の前年度の末日において資本金 の額又は出資金の額が3億円を超え、かつ、 常時使用する従業員の数が300人を超える 法人(以下1において「特定大法人」とい います。)
- ハ その年度の前年度の末日において特定大 法人との間に当該特定大法人による完全支 配関係がある法人
- 二 その年度の前年度の末日において、法人 との間に完全支配関係がある全ての特定大 法人が有する株式及び出資の全部を当該全 ての特定大法人のうちいずれか一の特定大 法人が有するものとみなした場合において 当該いずれか一の特定大法人と当該法人と の間に当該いずれか一の特定大法人による 完全支配関係があることとなるときの当該 法人
- ホ 酒類の製造免許を受けていない者
- へ 試験のための酒類の製造免許のみを受け ている者
- ト その年度の前年度の末日以前2年内にお

いて酒税の滞納処分を受けた者

- チ 酒類の製造免許の取消事由 (酒法10三~ 五、七~八) に該当する者
- リ 公正取引基準等の命令(酒類業組合法84 ②、86の4)に違反した者

② 適用対象酒類

この軽減措置の適用対象となる酒類は、全品目の酒類ですが、承認酒類製造者が受けている製造免許と同一の品目の酒類(当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合に酒税法第30条第3項(再移出控除)の適用を受けるものを除きます。)に限ることとされました。

③ 適用期間

この軽減措置は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に製造場から移出される酒類について適用されます。

④ 軽減割合等

多様な酒類の製造などに積極的に取り組む ことで酒類業の健全な発達に寄与する酒類製 造者に対して支援を行う観点から、本特例を 講ずることとされましたが、こうした取組み は一般に中小零細の酒類製造者ほど相対的に 大きな負担を伴うものとなるものと考えられ ることを踏まえ、本特例による軽減割合は製 造規模が大きくなるほど逓減する仕組みとさ れました。また、その製造規模については、 本特例が製造する酒類の品目にかかわらない 制度であることを踏まえ、その酒税額に着目 することとされ、その年度の初日からその移 出をしたときまでに承認酒類製造者が製造場 から移出する本特例の軽減対象となる酒類に 係る本則税率により計算した場合の金額の累 計額(以下1において「当年度酒税累計額」 といいます。)を基準とすることとされまし た。具体的には、本特例の適用を受ける酒類 に対する酒税の税率は、当年度酒税累計額が 次のいずれの場合に該当するかに応じて、そ れぞれ次の税率とされています。

イ 当年度酒税累計額が5,000万円以下の場

- 合 本則税率の100分の80(軽減割合:100 分の20)
- コ 当年度酒税累計額が5,000万円を超え8,000万円以下の場合 本則税率の100分の90(軽減割合:100分の10)
- ハ 当年度酒税累計額が8,000万円を超え1 億円以下の場合 本則税率の100分の95 (軽減割合:100分の5)

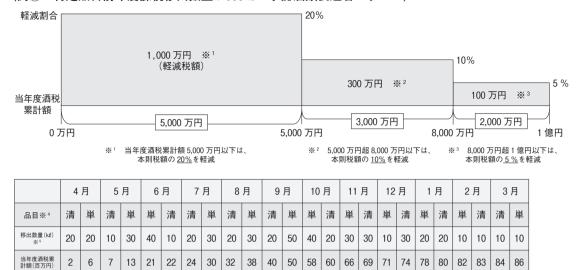
ただし、一品目の製造規模が大きい者は当該品目の市場におけるシェアや影響力が比較的大きいと考えられることを踏まえ、前年度の一の品目の酒類の課税移出数量(以下1において「特定品目前年度課税移出数量」といいます。)が次に掲げる数量の場合の本特例

- による軽減割合は、それぞれ次に定める割合を上記の軽減割合に乗じて得た割合とされました(措法87②)。
- イ 特定品目前年度課税移出数量が400klを 超え1,000kl以下の場合 100分の75
- ロ 特定品目前年度課税移出数量が1,000kl を超え1.300kl以下の場合 100分の50
- ハ 特定品目前年度課税移出数量が1,300kl 超の場合 100分の25
- (注) 「特定品目前年度課税移出数量」には、完全支配関係のある者の数量も含まれますが、令和5年4月1日前から引き続き完全支配関係がある者の数量は含まれないこととされています(改正法附則56⑤)。

○本特例の軽減割合

		特定品目前年度課税移出数量が下記の数量の場合					
当年度酒税累計額	軽減割合	400kℓ超1,000kℓ以下	1,000kℓ超1,300kℓ以下	1,300kℓ超			
	*	軽減割合 ※の75%	軽減割合 ※の50%	軽減割合 ※の25%			
5,000万円以下	20%	15%	10%	5 %			
5,000万円超 8,000万円以下	10%	7.5%	5 %	2.5%			
8,000万円超 1 億円以下	5 %	3.75%	2.5%	1.25%			

〈例①:特定品目前年度課税移出数量が300klの承認酒類製造者のケース〉



10%

5%

20%

10%

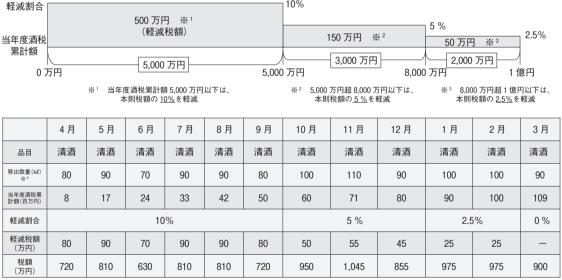
軽減割合

軽減税額

(万円) 税額

(万円)

〈例②:特定品目前年度課税移出数量が1,100klの承認酒類製造者のケース〉



^{※4} 本特例の軽減措置の対象となる酒類の移出数量

清:清酒、単:単式蒸留焼酎(アルコール分 13 度以上 21 度未満) 本特例の軽減措置の対象となる酒類の移出数量

(5) 承認酒類製造者の承認手続

承認酒類製造者の承認を受けるためには、 その申請書に事業計画書を添付して、所轄税 務署長に申請する必要があります。

事業計画書には、酒類業の健全な発達に資するために必要とされる、その者の酒類製造業に係る経営基盤の強化のための酒類製造業の技術又は生産性の向上、酒類の付加価値の向上又は販売先の開拓、組織の合理化、財務内容の改善その他経営を継続的かつ安定的に行うために必要な取組みについて、計画期間、目標、その目標を達成するための措置等を記載することとされています(措法87⑤、措令46の7の2①)。

当該所轄税務署長は、当該申請があった場合には当該申請があった日の翌日から起算して3月以内に、承認をし、又は次の場合には却下をすることとされています(措法87⑥)。イ申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があると認められる場合その他これらに類する場合

- ロ 承認を取り消された日から1年を経過するまでの者である場合
- ハ 申請前2年内において酒税の滞納処分を 受けた者である場合
- ニ 酒類の製造免許の取消事由(酒法10三~ 五、七~八)に該当する者である場合
- ホ 公正取引基準等の命令(酒類業組合法84 ②、86の4)に違反した者である場合
- (注) 令和5年12月31日までに申請があった場合には、当該所轄税務署長は令和6年3月31日までに承認又は却下をすることとされています(改正法附則56⑦)。

⑥ 実績報告書の提出

酒類製造者の経営基盤の強化等に向けた取組みを確実に進めるとともに、本特例の効果検証を適切に実施することができるよう、年度ごとに、承認酒類製造者が事業計画書に記載した目標の達成状況等を記載した書面(以下1において「実績報告書」といいます。)

をその年度の翌年度の5月31日までに所轄税務署長に提出しない場合には、その年度について本特例の軽減措置を適用しないこととされました。ただし、期限までに提出がなかったことについて当該所轄税務署長がやむを得ない事情があると認める場合には、期限後に実績報告書を提出することにより本特例を適用することとされています(措法87⑦)。

⑦ 承認の取消し等

承認酒類製造者が次のいずれかに該当する場合には、上記(2)⑤の承認をした税務署長は、それぞれ次に定める日に遡って、その承認を取り消すことができることとされています(措法87(8))。

- イ 実績報告書に偽りの記載をして提出した 場合 実績報告書に係る年度の初日
- ロ 事業計画書の記載に従って取組みが行われていないと認められる場合 事業計画書の記載に従って取組みが行われていないと認められる期間の初日
- ハ 酒税の滞納処分を受けた場合 当該滞納 処分を受けた日
- ニ 酒類の製造免許の取消事由(酒法10三~ 五、七~八)に該当する者である場合 これらの場合に該当することとなった日
- ホ 公正取引基準等の命令(酒類業組合法84 ②、86の4)に違反した者である場合 これらの場合に該当することとなった日
- へ 申請書又は事業計画書に不備又は不実の 記載があると認められる場合その他これら に類する場合 これらの場合に該当するこ ととなった日

また、承認酒類製造者が、その承認を受けていることをやめようとする場合には、その旨の届出書を所轄税務署長に提出することで、その承認を受けていることをやめることができることとされています(措令46の7の2⑥)。酒類製造業の全部を譲渡し、又は廃止した場合にはその譲渡し、又は廃止した日の翌日以後承認の効力は失われることとされて

います(措令46の7の2(7))。

⑧ 経過措置

「清酒等に係る酒税の税率の特例措置」、「ゼールに係る酒税の税率の特例措置」、「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置」(以下1において「旧特例措置」といいます。)は、令和5年3月31日の適用期限を以って廃止されましたが、本特例の軽減措置は上記(2)③のとおり令和6年4月1日から適用されるため、承認酒類製造者の承認を受けるための準備期間に当たる令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は、激変緩和のための措置として旧特例措置を適用することとされました(改正法附則54②、55②、63②)。

また、令和6年4月1日からは、本特例の軽減措置が適用されますが、旧特例措置とは適用対象者や軽減額等が異なるため、引き続き激変緩和を図るとともに、本特例への円滑な移行を図るための措置として、次の一定の要件のもと旧特例措置を適用できることとされました。なお、軽減割合については、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間は旧特例措置による軽減割合の90%、同年4月1日から令和11年3月31日までの間は旧特例措置による軽減割合の80%とされました(改正法附則54③、55③、63③)。

- イ 承認酒類製造者であること
- ロ その年度の前年度の末日以前2年内において酒税の滞納処分を受けていないこと
- ハ 酒類の製造免許の取消事由(酒法10三~ 五、七~八)に該当する者でないこと
- 二 公正取引基準等の命令(酒類業組合法84 ②、86の4)に違反した者に該当していないこと
- ホ 上記(2)⑥のとおり、実績報告書を提出すること(改正法附則549、55⑥、63⑦)
- へ 令和6年3月31日までに旧特例措置を適 用する旨の届出書を所轄税務署長に提出す ること

上記(2)⑧への届出書を提出した者(旧特例 措置の適用を受ける者)には、本特例の軽減 措置は適用されません(改正法附則54⑦、55 ⑥、63⑦)。

旧特例措置の適用を受ける者が、本特例の軽減措置を受けようとする年度の前年度の3月31日までに、旧特例措置の適用を受けることをやめる旨の届出書を所轄税務署長に提出した場合には、その年度から上記(2)⑧への届出の効力は失われることとされています(改正法附則54⑧、55⑥、63⑦)。この場合に、上記(2)⑧へのとおり、旧特例措置を適用する旨の届出書の提出期限は令和6年3月31日であるため、再度旧特例措置の適用を受けることはできないことになります。

○旧特例措置の軽減割合

品目	軽減割合 ※	· 人和 c 左 4 日 1 日	令和9年4月1日~	令和10年4月1日~ 令和11年3月31日	
		軽減割合※×100%	軽減割合※×90%	軽減割合※×80%	
① 清酒、連続式蒸留焼酎、単元 留焼酎、果実酒(その他の発流 酒類に該当するものに限る)		20%	18%	16%	
② 果実酒 (その他の発泡性酒業 該当するものを除く)	至に 28.99	% 28.9%	26%	23.1%	
③ 合成清酒、発泡酒	10%	10%	9 %	8 %	
④ ビール	15%	15%	13.5%	12%	
	10%	10%	9 %	8 %	
上記品目において	20%	20%	18%	16%	
前年度課税移出数量が 1,000kl超1,300kl以下の場合			4.5%	4 %	
	4 7.59	7.5%	6.75%	6 %	
被災清酒等	6.25	6.25%	5.625%	5 %	

⑨ その他

イ 酒類製造者が主となって組織する法人 (以下1において「共同蔵置法人」といい ます。)に関する経過措置

共同蔵置法人は、零細な酒類製造者が、その製造した酒類を瓶詰する装置や酒類の 貯蔵施設を共同して利用することにより、 コスト削減等を図ることを目的に組織され ており、酒類製造者が、共同蔵置法人の蔵 置場に酒類を移出する場合には、未納税で 移出することができることとされています (酒法28、酒令32三)。

旧特例措置においては、共同蔵置法人が、他の酒類製造者から未納税で移入して瓶詰等を行った後に共同蔵置法人の蔵置場から旧特例措置の対象となる酒類を課税移出した場合であっても、旧特例措置がその対象となる酒類の増税による影響を緩和するための措置であることから、共同蔵置法人はみなし酒類製造者としてその適用が可能となっていました。他方で、酒類製造者ごとの取組みに着目して講じられた本特例にお

いては、適用対象者が製造免許を有する酒類製造者に限定されているため、製造免許を有していない共同蔵置法人からの酒類の課税移出については、本特例は適用されないこととなります。このように、共同蔵置法人は、零細な酒類製造者が、その製造した酒類を瓶詰する装置や酒類の貯蔵施設を共同して利用することにより、コスト削減等を図るものとして旧特例措置の適用を前提に利用されてきた実態などを踏まえ、経過的な措置として、既存の一定の共同蔵置法人については、引き続き軽減措置を受けることができることとされました。

具体的には、令和5年4月1日前1年以内に、未納税移出された酒類を当該共同蔵置法人の蔵置場に移入した、又はその蔵置場から酒類を移出した稼働実績がある共同蔵置法人が、令和6年3月31日までに所轄税務署長に届出をした場合には、本特例の適用に関して製造免許を受けた酒類製造者とみなされることとされました。なお、本特例の適用に関して当該共同蔵置法人が受

けたとみなされる製造免許は、当該共同蔵置法人を令和5年4月1日前から引き続き組織している酒類製造者が受けている製造免許と同一の品目の製造免許とされています。この場合に、本特例の軽減措置の対象となる酒類は、令和5年4月1日前から引き続き組織している酒類製造者(前年度課税移出数量が3,000klを超える者及び上記(2)①イ~リに該当する者を除きます。)から移入したものに限られることとされています(改正法附則56⑥)。

また、本特例の軽減措置の適用を受けるためには、当該共同蔵置法人について、承認酒類製造者の承認や実績報告書の提出等の本特例の要件を満たす必要があります。この場合に、上記(2)⑧の経過措置の適用も可能です。

- ロ 相続等があった場合
 - (4) 相続があった場合の承認酒類製造者の 承認及び旧特例措置の適用を受ける旨の 届出

酒類製造業の相続(包括遺贈を含みま す。以下1において同じです。)があっ た場合に、相続人(包括受遺者を含みま す。以下1において同じです。)は当該 酒類の製造免許を受けていない場合があ ります。この場合に、当該相続人が引き 続き当該酒類製造業をしようとするとき はその旨を申告しなければならないこと とされており (酒法19①)、この申告を した一定の相続人は、相続の時において 被相続人(包括遺贈者を含みます。以下 1において同じです。)が受けていた酒 類の製造免許を受けたものとみなされま す (酒法19②)。その際、当該相続人が 承認酒類製造者の承認を受けようとする ことが考えられますが、上記(2)(5)の通常 の承認手続では、承認を受けるまでに一 定の期間を要することが考えられます。 このため、当該申告をするときまでに当 該承認の申請をし、当該承認を受けた当該相続人が、上記の相続の時に製造免許を受けたものとみなされた場合には、当該承認についても相続があった日に承認を受けたものとみなすこととされました(措令46の7の2②)。他方で、相続以外の酒類製造業の承継については、計画的に行うことができることなどを踏まえ、この措置の対象外とされています。なお、相続人が既に承認酒類製造者である場合には、下記(2)⑨ハのとおり事業計画書の変更が必要になると考えられます。

また、酒類製造業の相続があった場合 に、被相続人が上記(2)⑧の経過措置によ り旧特例措置の適用を受けている場合が あります。この場合に、当該相続人にお いても、旧特例措置の適用を受けようと することが考えられますが、上記(2)⑧へ のとおり、旧特例措置の適用を受けるた めには、令和6年3月31日までに届出書 を提出する必要があります。このため、 当該相続人の旧特例措置の適用を受ける 機会が失われないように、当該相続人が 当該申告をするときまでに当該届出書を 提出し、当該相続人が上記の相続の時に 製造免許を受けたものとみなされた場合 には、当該相続人が令和6年3月31日ま でに当該届出書を提出したものとみなす こととされました(改正措令附則16)。

(ロ) 相続その他の理由により酒類製造業の 承継があった場合の前年度課税移出数量、 特定品目前年度課税移出数量及び当年度 酒税累計額

相続その他の理由により酒類製造業の 全部又は一部の承継があった場合には、 当該承継をした者の前年度課税移出数量 の計算について、当該承継前に当該製造 場から移出された当該承継に係る品目の 酒類は、当該承継をした者が移出したも のとみなすこととされました。特定品目 前年度課税移出数量についても、同様に計算することになります。この場合に、当該酒類が本特例の軽減措置の適用を受けて移出されたものであるときは、当年度酒税累計額の計算について、当該承継をした者が移出したものとみなすこととされました(措令46の6)。

ハ 事業計画に変更がある場合

本特例の適用期間である令和11年3月31日前までを計画期間としていた場合、計画期間の途中で事業の譲渡や承継があった場合等には、事業計画の変更を要することが考えられます。この場合には、事前に変更の内容及び理由を記載した事業計画書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされています(措令46の7の2④)。

2 輸出酒類販売場制度における即時徴収 の見直し

(1) 改正前の制度の概要等

酒類製造者が輸出酒類販売場(消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場であること等の要件に該当する販売場として、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた酒類の販売場をいいます。以下2において同じです。)において訪日外国人旅行者等に対して一定の手続により酒類を販売した場合には、当該酒類に係る酒税を免税とする制度(いわゆる「酒蔵ツーリズム免税制度」)が設けられています(旧措法87の6)。

本制度は訪日外国人旅行者等が輸出酒類販売場において購入した免税酒類(輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が自ら製造等をした酒類であって消費税の輸出物品販売場制度の適用を受ける酒類をいいます。以下2において同じです。)を国外へ持ち出すことを前提とした仕組みであるため、免税酒類の国内における譲渡又は譲受け(その委託又は媒介のために第三者が物品を所持すること又は第三者に所持させることを含みます。以下2において「譲渡等」とい

います。)については、やむを得ない事情があ る場合として税務署長の承認を受けた場合を除 いて禁止されています(旧措法87の6④)。訪 日外国人旅行者等が当該譲渡等をしたときは、 税務署長は、当該譲渡等が承認を受けてされた ものであるときは承認を受けた者から、承認を 受けないでされたものであるときは当該免税酒 類を譲り渡した者(第三者に所持をさせた者を 含みます。以下2において同じです。)から、 免税酒類について免除された酒税額に相当する 酒税を直ちに徴収(以下2において「即時徴 収」といいます。) することとされています。 この場合に、当該免税酒類を譲り渡した者が判 明しない場合には、当該免税酒類を譲り受けた 者(その委託又は媒介のために物品を所持した 第三者を含みます。以下 2 において同じです。) から即時徴収することとされていました(旧措 法87の6(5)。

(2) 改正の内容

消費税法における輸出物品販売場制度に係る 見直しと同様の見直しが行われました。

(注) 消費税法における輸出物品販売場制度に係る見直しについては、前掲「消費税法等の改正」の「二 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し」をご参照ください。

税務署長の承認を受けないで国内において当該免税酒類の譲渡等がされたときは、当該免税 酒類を譲り受けた者に対して当該免税酒類を譲り渡した者と連帯してその免除された酒税を納付する義務を課すこととされました。この場合に、当該免税酒類を譲り渡した者が判明しているか否かにかかわらず、税務署長は当該免税酒類を譲り受けた者に対しても即時徴収を行うことができることとされました(措法87の6⑥)。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和5年5月1日以後に輸出 酒類販売場を経営する酒類製造者が免税購入対 象者に対して販売する酒類の移出に係る譲渡等 について適用し、同日前に行われた酒類の移出 に係る譲渡等については、なお従前の例による こととされています(改正法附則1-ロ、57)。

二たばこ税関係の改正

1 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ 税の税率の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要等

保税地域から引き取られる製造たばこのうち、令和5年3月31日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は別送して輸入する紙巻たばこ(免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに限られます。)に係るたばこ税の税率は、1,000本につき14,500円とされていました(旧措法88の2)。また、たばこ特別税についての入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係る特例税率は、1,000本につき500円とされています(財源確保法8②)。したがって、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて、1,000本につき15,000円の税額となっています。

なお、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこについては、地方のたばこ税は課されず、また、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、本特例の適用を受ける紙巻たばこについては、租税特別措置法の規定により消費税が課されないこととされています(措法86の3)。

(参考) 入国者が携帯して輸入する紙巻たばこに ついて、免税となる数量を超えて商業量に 達するまでの数量については、昭和62年3 月末までは、通関時における納税手続の簡 素化等を図る観点から、関税及び内国消費 税の税率を総合したものを基礎として算出 されていた簡易税率が関税定率法に定められており、これを適用することとされていました。

紙巻たばこについては、昭和61年の日米 たばこ協議合意に基づき、昭和62年4月から、 紙巻たばこに対する関税が無税とされたこ とに伴い、それまで入国者が携帯して輸入 する紙巻たばこに適用されていた関税定率 法に基づく簡易税率が適用できなくなりま したが、入国者に係る通関事務が円滑に行 われることの重要性に変化はないことから、 昭和62年度税制改正において、関税の簡易 税率の代替措置として、「入国者が輸入する 紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置」 が租税特別措置法に設けられました。

(2) 改正の内容

本特例については、紙巻たばこに係る関税の 無税化が関税暫定措置法により1年ごとの措置 とされていることから、本特例の適用期限も関 税暫定措置法の改正に併せて1年ごとに延長さ れてきました。

令和5年3月31日に期限が到来する本特例の適用期限については、令和5年度税制改正においても、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の暫定税率の適用期限が1年延長されることに併せて、令和6年3月31日まで1年延長することとされました(措法88の2①)。

(3) 適用関係

上記の改正は令和5年4月1日から施行されています(改正法附則1)。

三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正

1 バイオエタノール等揮発油に係る課税 標準の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要等

バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例は、京都議定書の第一約東期間(2008年~2012年)におけるバイオマス由来の輸送用燃料の導入を促進する観点から、揮発油とバイオエタノール等(バイオマス由来のアルコールを原料として製造されたエチル・ターシャリ・ブチルエーテルをいいます。以下同じです。)を混和して製造された一定の揮発油の税負担を軽減するため、平成20年度税制改正において5年間の措置として創設されました。

- (注1) 「バイオマス」とは、生物資源(bio)の 量(mass)を表す概念で、再生可能な生物 由来の有機性資源で化石資源を除いたもの を指します。
- (注2) バイオマスを燃焼することにより放出されるCO2は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収したCO2であることから、ライフサイクルの中では大気中のCO2を増加させないという「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有しています。こうした特性を踏まえ、気候変動枠組条約においては、バイオマス由来燃料は、燃焼してもCO2排出量が計上されないものとして扱われています。

平成25年度税制改正において、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号。以下「旧高度化法」といいます。)により、平成29年度に50万kl(原油換算)のバイオエタノールの導入を石油精製業者に求めていること等を考慮し、5年間の延長措置が講じられました。

(注) 上記の「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第46号)第2条の規定により「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「新高度化法」といいます。)に法律名が変更されました。

平成30年度税制改正において、旧高度化法の 規定による石油精製業者のバイオエタノールの 利用の目標量が、平成30年度から令和4年度ま での各年度においても引き続き50万kl(原油換 算)とされる見込みであったこと等を踏まえ、 その適用期限が5年延長され、令和5年3月31 日までの措置とされました。

(参考) 平成30年4月17日に、「平成30年度以降の 5年間についての非化石エネルギー源の利 用に関する石油精製業者の判断の基準」(平 成30年経済産業省告示第85号。以下「旧高 度化法告示」といいます。)が公布され、石 油精製業者のバイオエタノールの利用の目 標量は各年度ごとに50万kℓ(原油換算)と されました。

令和2年度税制改正において、旧高度化法告示の改正により、令和5年度から令和9年度までの各年度において、石油精製業者に対し1万kl(エタノール換算)の次世代バイオエタノールの利用の目標量が新たに設けられ、この次世代バイオエタノールとしてカーボンリサイクル技術(炭素酸化物を吸収して生物・化学プロセス等によりバイオ燃料等を製造する技術をいいます。)を用いて製造されたエタノール(以下「カーボンリサイクルエタノール」といいます。)が規定される見込みであること、またそ

れ以前から次世代バイオエタノールの利用を促進するため、改正後に次世代バイオエタノールを利用した場合には、その利用量について、バイオエタノールの利用の目標量の達成のための算定において、2倍にして計上することができるとされる見込みであることを踏まえ、本特例の対象となるバイオエタノール等を混和して製造された一定の揮発油の範囲に、カーボンリサイクルエタノール等(カーボンリサイクルエタノールを原料として製造されたエチル・ターシャリ・ブチルエーテルをいいます。以下同じです。)を混和して製造された一定の揮発油が追加されました。

- (注1) 「次世代バイオエタノール」とは、草本や木本等の非製造物もしくは古紙等の使用済み製造物中のセルロースを原料として、又はカーボンリサイクル技術を用いて製造されたバイオエタノールであって、温室効果ガスの排出量が通常の揮発油と比較して10%未満であるもの(一部については、温室効果ガス排出量の要件は当面適用されません。)をいいます(旧高度化法告示1. 備考vi))。
- (注2) 上記(注1)の旧高度化法告示は、令和5年3月31日に、「エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準(令和5年経済産業省告示第32号。以下「新高度化法告示」といいます。)」により廃止されましたが、上記(注1)の「次世代バイオエタノール」の定義については、新高度化法告示においても旧高度化法告示の内容がそのまま引き継がれています(新高度化法告示1.(1)、備考v))。
- (参考) 令和2年3月31日に、旧高度化法告示の一部改正告示が公布され、石油精製業者による次世代バイオエタノールの利用の目標量は令和5年度から令和9年度までの各年度において1万kℓ(エタノール換算)とされ、また次世代バイオエタノールの利用量につ

き、バイオエタノールの利用の目標量の達成のための算定において2倍にして計上することができることとされました。

具体的には、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)に規定する揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油(バイオエタノール等を混和して製造された揮発油をいいます。以下同じです。)を、令和5年3月31日までにその製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等又はカーボンリサイクルエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する数量を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出した揮発油の数量とみなし、これに揮発油税及び地方揮発油税を課税することとされていました(旧措法88の7)。

(2) 改正の内容

本特例については、令和3年10月に閣議決定 された「エネルギー基本計画」において、「2050 年カーボンニュートラルに向けて、燃料分野で の対応は、①燃焼しても大気中の CO₂を増加 させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成 燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化 石燃料を利用しながらも大気中の CO₂を増加 させない CCS、カーボンリサイクルといった 脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実 装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠 であり、2050年を見据え、2030年に向けても、 その確保等のための計画的な取組が重要であ る。」とされていることや、新高度化法第5条 第1項の規定に基づき定められる石油精製業者 によるバイオエタノールの利用の目標量が令和 5年度から令和9年度までの各年度ごとに引き 続き原油換算量50万klとされる見込みであった ことを踏まえ、その適用期限を5年延長し、令 和10年3月31日までの措置とすることとされま した(措法88の7)。

(参考) 令和5年3月31日に、新高度化法告示が 公布され、石油精製業者によるバイオエタ ノールの利用の目標量は各年度ごとに原油 換算量50万kℓとされました。

四 石油石炭税関係の改正

1 地球温暖化対策のための石油石炭税の 税率の特例に係る軽減・還付措置の延長

(1) 制度の趣旨

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減が地球規模の重要かつ喫緊の課題となっていること等を踏まえ、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成24年度税制改正において、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に CO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられました。

この特例による税率は、原油及び石油製品については1kl当たり2,800円(760円の上乗せ)、ガス状炭化水素は1 t 当たり1,860円(780円の

上乗せ)、石炭は1 t 当たり1,370円 (670円の 上乗せ) とされています (措法90の3の2)。

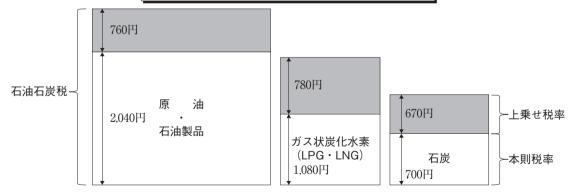
ただし、一定の分野については、エネルギー 集約度が極めて高いこと、地域雇用に重大な影響を与え得ること等に配慮し、所要の軽減・還付措置が講じられました。

平成26年度税制改正において、その適用期限 が3年延長されました。

平成29年度税制改正において、還付措置の対象に苛性ソーダの製造業を営む者(子会社等を含みます。)が自ら発電(苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。)の用に供した重油等を追加するとともに、その適用期限が3年延長されました。

令和2年度税制改正において、その適用期限が3年延長され、令和5年3月31日までの措置とされました。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例



課税物件	本則税率	特例税率
原油・石油製品 [1kd当たり]	2,040円	2,800円
ガス状炭化水素 [1t当たり]	1,080円	1,860円
石炭 [1t当たり]	700円	1,370円

(2) 改正前の制度の概要

① 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税 の軽減措置

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電(苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。)の用に供する石炭及び塩製造業者が自ら発電(イオン交換膜法による塩の製造に使用する電気に係るものに限ります。)の用に供する石炭について、令和5年3月31日までに保税地域から引き取られるものについては、その引取りに係る石油石炭税の税額は、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」の規定にかかわらず、本則税率(1 t 当たり700円)により計算した金額とすることとされていました(旧措法90の3の3)。

② 特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業 又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還 付措置

次表に掲げる者が課税済みの原油又は粗油 から国内において製造された特定用途石油製 品等(次表に掲げる石油製品等をいいます。) を令和5年3月31日までに次表に掲げる用途 に供した場合には、これらの用途に供した特 定用途石油製品等につき、「地球温暖化対策 のための石油石炭税の税率の特例」による税 率 ((1)の図の表中「特例税率」の欄の額) に より計算した石油石炭税額と本則税率((1)の 図の表中「本則税率」の欄の額)により計算 した石油石炭税額との差額に相当する金額を その特定用途石油製品等の製造者、その特定 用途石油製品等を採取場から移出した採取者 又はその特定用途石油製品等を保税地域から 引き取った者に環付することとされていまし た (旧措法90の3の4)。

	使用者	石油製品等	用 途
1	内航海運業を営む内航海運業法の規定による登録を受けた者又は届出を行った者	軽油又は重油	内航海運業に 係る内航運送 の用
2	一般旅客定期航 路事業を営む海 上運送法の規定 による許可を受 けた者	軽油又は重油	一般旅客定期 航路事業の用 (遊覧の用そ の他の一定の 用途を除きま す。)
3	鉄道事業法の規 定による許可を 受けた者	軽油	第一種鉄道事業及び第二種 鉄道事業の用 (鉄道用車両 の動力源の用 途に限りま す。)
4	国内定期航空運 送事業を営む航 空法の規定によ る許可を受けた 者	航空機燃料	国内定期航空 運送事業の用
5	農林漁業を営む 者	軽油	農林漁業の用
6		重油、天然ガス又は石炭	発電 (苛性ソ ーダの製造に 使用する電のに に係るものに 限ります。) の用

(3) 改正の内容

「特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置」及び「特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置」については、その適用期限を3年延長し、令和8年3月31日までの措置とすることとされました(措法90の3の3、90の3の4)。

2 輸入農林漁業用A重油に係る石油石炭 税の免税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要等

我が国の農林水産業は、中小零細な事業者が多いという基本的な経営基盤の脆弱性を有しており、農林漁業の用に供される一定の重油及び粗油(以下「農林漁業用A重油」といいます。)については、農林漁業者にとって漁船燃料やビニールハウスの加温用燃料として欠かせないものとなっている中、その経費に占める割合が高い状況にあります。このような状況を踏まえ、石油税(昭和53年創設、現在は石油石炭税)の創設の際、保税地域から引き取られる農林漁業用A重油に係る石油税の免税措置が講じられ、その後は適用期限の到来の都度、延長されました。

平成24年度税制改正において、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」により 上乗せされる税率部分についても免税とされま した。

平成26年度税制改正、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正において、その適用期限がそれぞれ3年延長され、令和5年3月31日までの措置とされました(旧措法90の4)。

(参考) 免税対象となる農林漁業用A重油とは、 温度15度における比重が0.83以上0.9037以下 で、引火点が温度130度以下のものです。

(2) 改正の内容

本措置については、小売価格の引下げ効果の 実態調査の結果等を踏まえ、その適用期限を5 年延長し、令和10年3月31日までの措置とする こととされました(措法90の4)。

3 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭 税の環付措置の延長

(1) 改正前の制度の概要等

輸入農林漁業用A重油については、上記2の とおり免税措置が講じられてきており、これと のバランス等を考慮して、平成元年度税制改正 において、課税済みの原油等から国内において 製造された農林漁業用A重油について石油税 (現在は石油石炭税)の還付措置が講じられ、 その後は適用期限の到来の都度、延長されまし た。

平成24年度税制改正において、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」により上乗せされる税率部分についても還付することとされました。

平成26年度税制改正、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正において、その適用期限がそれぞれ3年延長され、令和5年3月31日までの措置とされました。

具体的には、農林漁業を営む者が、課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で、農林漁業の用に供するものを購入した場合には、その購入した国産A重油1kℓ当たり2,800円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を国産A重油の製造者に還付することとされていました(旧措法90の6)。

(2) 改正の内容

本措置については、小売価格の引下げ効果の 実態調査の結果等を踏まえ、その適用期限を5 年延長し、令和10年3月31日までの措置とする こととされました(措法90の6)。

4 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措 置の延長

(1) 制度の趣旨等

原油等を精製する過程においては、ガソリン 等の石油製品以外に、品質・性状が安定しない こと等から製品として販売できないガス(いわ ゆる「非製品ガス」)が一定程度不可避的に発 生します。

石油石炭税は、精製された石油製品にではなく、石油製品の原料となる原油等が採取場から 移出される段階又は保税地域から引き取られる 段階で課税されるため、その原油等から発生す る非製品ガスにも石油石炭税が課税された状態となります。このため、非製品ガスに対する石油石炭税の課税分は最終的に他の石油製品の価格に転嫁されることとなり、石油製品そのものに対してのみ石油石炭税が課税される輸入石油製品と比較した場合、石油石炭税に係る税負担の面でバランスが取れていない状況にありました。

また、国内供給に占める輸入石油製品の割合は増加傾向にあり、さらに、シンガポール・中国・韓国等周辺のアジア諸国の石油精製業者が大規模・最新鋭の製油所を新設・増設しており、石油製品の輸入は今後も増加することが想定されることから、我が国の石油精製業者はますます輸入石油製品との厳しい競争にさらされることが予想され、国内における石油製品の需要の減少が続く中で、国産石油製品の安定供給の確保や石油サプライチェーンの維持を図るための投資を促すことが重要であると考えられました。

これらの点を踏まえ、平成26年度税制改正において、原油等を精製する過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税相当額を還付する措置が講じられました。

平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正 において、その適用期限がそれぞれ3年延長され、令和5年3月31日までの措置とされました。

(注) 経済産業省は、本措置による還付金を活用した投資計画や、その投資計画の進捗状況等について定期的な報告を石油精製業者に求め、本措置の効果の把握・検証等を行うこととしています。

(2) 改正前の制度の概要

石油精製業者が、令和5年3月31日までに、 製造場(その製造場の所在地を所轄する税務署 長の承認を受けた製造場に限ります。)におい て課税済みの原料から非製品ガス(石油及び歴 青油並びにこれらの調製品等の製造に伴い副次的に製造されるものであって、販売(販売以外の授与を含みます。)の用に供するもの以外のものをいいます。以下同じです。)を製造した場合には、非製品ガスの数量に1kℓ当たり2,800円に相当する金額を乗じて得た金額を非製品ガスを製造した石油精製業者に還付することとされていました(旧措法90の6の3)。

- (注1) 「課税済みの原料 とは、課税済みの原油 等(原油又は関税定率法別表第2710・19号 の1の臼若しくは第2710・20号の1の四に 掲げる粗油で石油石炭税課税済みのものを いいます。)、石油調製品等(同表第2710・ 12号、第2710・19号若しくは第2710・20号 に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調 製品(同表第2710・19号の1の巨又は第 2710・20号の1の四に掲げる粗油で石油石 炭税課税済みのものを除きます。) をいいま す。) 又は石油等の残留物(同表第2713・11 号若しくは第2713・12号に掲げる石油コー クスを除きます。) で課税済みの原油等若し くは石油調製品等から本邦において製造さ れたものをいいます(旧措法90の6の3①、 措令50の2の2②)。
- (注2) 非製品ガスの数量は、当該非製品ガスの 重量(温度0度及び1気圧の下における乾燥した当該非製品ガスの容量(㎡)にその 1 ㎡当たりの重量(kg)を乗じて得たもの をいいます。)を温度15度の下における当該 非製品ガスの製造に使用された原料の1kl 当たりの重量(kg)で除して算出します(措 令50の2の2⑩)。

(3) 改正の内容

本措置については、その適用期限を5年延長し、令和10年3月31日までの措置とすることとされました(措法90の6の3)。

五 航空機燃料税関係の改正

1 航空機燃料税の税率の特例措置の延長等

(1) 改正前の制度の概要等

平成23年度税制改正において、航空業界のグローバル競争が激化する中で、平成23年度から3年間を「集中改革期間」と位置づけ、航空会社のコスト削減や航空行政の改革(徹底的なオープンスカイの推進、首都圏空港の機能強化等)を行い、我が国航空会社の国際競争力を強化していくこととされ、その施策の一環として、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税について、その税率を航空機燃料1kd当たり18,000円(本則26,000円)に軽減する措置が講じられました。

その後、平成26年度税制改正及び平成29年度 税制改正においては国内航空ネットワークの回 復・充実を図る観点からその適用期限がそれぞ れ3年延長され、令和2年度税制改正において は航空会社各社が国内ローカル路線の充実に加 えて、令和2年に開催が予定されていた東京オ リンピック・パラリンピックを契機として訪日 外国人旅行者の地方誘客を拡大するため、新し い施策や利用者利便向上につながる投資等に集 中的に取り組むこととしており、こうした取組 みを後押しする一方、これらの取組みは短期間 で集中的に行われる必要があることや沖縄路線 航空機に係る特例措置の延長期間(沖縄振興特 別措置法の適用期限)を踏まえ、その適用期限 が2年延長されました。

(注1) 航空会社各社は、平成26年度税制改正の際、 国内ローカル路線の目標運航回数(平成28 年度:約64.8万回/年)を設定し、それを行 動目標として国内航空ネットワークの充実 に向けて取り組み、利用者利便の向上を図 ることとしていましたが、平成29年度税制 改正及び令和2年度税制改正の際にも目標 未達であったことから、引き続き同様の目 標が掲げられていました。

(注2) 「国内ローカル路線」とは、幹線(新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港を相互に結ぶ路線)以外の路線をいいます。

令和3年度税制改正においては新型コロナウ イルス感染拡大の影響を受けて、過去に例を見 ない規模での航空需要の大幅な減少が続く中、 航空ネットワークの維持や、2030年訪日外国人 旅行者数6.000万人の目標達成に向けた新たな 投資等を支援する観点から、令和3年4月1日 から令和 4 年 3 月31日までの 1 年間に限り、そ の税率を航空機燃料1kl当たり9,000円(改正 前:18.000円) に引き下げる措置が講じられ、 令和4年度税制改正においては航空会社の経営 状況は一定の改善はみられるものの、新たな変 異株の発生等もあり依然として厳しい状況にあ る中で、引き続き航空ネットワークを維持・確 保し、2030年訪日外国人旅行者数6.000万人の 目標達成等に向けて需要回復後の成長投資を下 支えする観点から、その税率を航空機燃料 1kl 当たり13.000円(改正前:9.000円)とした上で、 その適用期限を1年延長し、令和5年3月31日 までの措置とされました(旧措法90の8)。

(参考) 上記の税制上の措置のほか、国内線に係る着陸料、停留料及び航行援助施設利用料についても軽減措置が講じられました。

(2) 改正の内容

本措置については、引き続き航空ネットワークを維持・確保し、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成に向けた航空会社の投資余力を確保する観点から、その適用期限を5年間延長し、令和10年3月31日までの措置とする

こととされ、その税率は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた税率引下げ前の税率水準である航空機燃料1kℓ当たり18,000円(改正前:13,000円)とすることとされました。ただし、航空需要の回復状況を踏まえ、激変緩和措置として令和7年3月31日までの2年間は現行水準(航空機燃料1kℓ当たり13,000円)に据え置き、その後、段階的に税率を引き上げることとされ、具体的には次の期間に応じ、それぞれ次の税率とされました(措法90の8、改正法附則58②)。

- ① 令和5年4月1日から令和7年3月31日ま での間 航空機燃料1kℓ当たり13,000円
- ② 令和7年4月1日から令和9年3月31日ま での間 航空機燃料1kl当たり15,000円
- ③ 令和9年4月1日から令和10年3月31日ま での間 航空機燃料1kℓ当たり18,000円
- (参考) 上記の税制上の措置のほか、国内線に係る着陸料、停留料及び航行援助施設利用料についても軽減措置が講じられています。

2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機 燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措 置の延長等

(1) 改正前の制度の概要等

平成9年度税制改正において、沖縄振興策の一環として、沖縄の重要な産業の一つである観光の一層の振興を図る観点から、本土一那覇路線(本土一沖縄本島間)の航空運賃引下げのための措置として、空港使用料の引下げ及び航空会社による協力とともに、当該路線航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kℓ当たり15,600円(本則の5分の3)に軽減する措置が講じられ、平成11年度税制改正において、一層の沖縄振興を図る観点から、航空運賃の更なる引下げに資するため、その税率が更に引き下げられ、1kℓ当たり13,000円(本則の2分の1)とされました。

その後、平成14年度税制改正及び平成19年度

税制改正においてはその適用期限がそれぞれ5年延長され、平成22年度税制改正においては旅客便に限定されていた本措置の対象に貨物便が追加され、平成23年度税制改正においては「航空機燃料税の税率の特例措置」の創設に伴い、本措置の税率を1kl当たり9,000円とする見直しが行われました。

また、平成24年度税制改正においては本措置の対象への本土一宮古島、石垣島又は久米島間の航路(那覇経由便を除きます。)の追加と2年間の延長措置が、平成26年度税制改正においては本措置の対象への沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機の追加と3年間の延長措置が、平成29年度税制改正においては3年間の延長措置が、それぞれ講じられ、令和元年度税制改正においては本措置の対象に下地島と沖縄県以外の本邦の地域(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に含まれる離島等を除きます。)との間を航行する航空機が追加されました。

令和2年度税制改正において、沖縄振興特別 措置法に基づく沖縄振興計画が令和3年度末ま での計画であり、その期限において、同法に基 づく特例措置である本措置の効果等についても 検証されることを踏まえ、その適用期限が2年 延長されました。

令和3年度税制改正において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に限り、航空機燃料税の税率が1kl当たり9,000円に引き下げられたことに伴い、本措置の税率もその軽減割合(本則の2分の1)に応じて1kl当たり4,500円とされました。

令和 4 年度税制改正において、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までの 1 年間に限り、 航空機燃料税の税率が 1 $k\ell$ 当たり 13,000円とさ れたことに伴い、本措置の税率もその軽減割合 (本則の 2 分の 1) に応じて $1 k\ell$ 当たり 6,500円 とした上で、その適用期限を 1 年延長し、令和 5 年 3 月31日までの措置とされました(旧措法 90の 8 の 2)。

(2) 改正の内容

上記1の改正により航空機燃料税の税率が1kl当たり18,000円とされたことに伴い、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率については、その軽減割合(本則の2分の1)に応じて1kl当たり9,000円(改正前:6,500円)とすることとされ、その適用期限を5年延長し、令和10年3月31日までの措置とすることとされました。ただし、1の改正と同様に、激変緩和措置として令和7年3月31日までの2年間は現行水準(航空機燃料1kl当たり6,500円)に据え置き、その後、段階的に税率を引き上げることとされ、具体的には次の期間に応じ、それぞれ次の税率とされました(措法90の8の2、改正法附則58(③)。

- ① 令和5年4月1日から令和7年3月31日ま での間 航空機燃料1kℓ当たり6,500円
- ② 令和7年4月1日から令和9年3月31日ま での間 航空機燃料1kl当たり7,500円
- ③ 令和9年4月1日から令和10年3月31日ま での間 航空機燃料1kℓ当たり9.000円
- 3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長等

(1) 改正前の制度の概要等

平成11年度税制改正において、離島については本土との地理的な隔絶性等の特殊事情があり、離島住民の生活の安定を図る上で航空交通の安定的な確保について政策上の配慮が求められていたこと等に鑑み、2年間の措置として、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kl当たり19,500円(本則の4分の3)に軽減する措置が講じられ、その後、期限の到来に伴い適用期限が延長されました。

平成23年度税制改正において、「航空機燃料税の税率の特例措置」が創設されたことに伴い、本措置の税率を1kl当たり13,500円とする見直しが3年間の措置として講じられ、その後、平

成26年度税制改正及び平成29年度税制改正において、それぞれ3年間の延長措置が講じられました。

令和2年度税制改正において、航空機燃料税 に係る他の軽減措置と併せ、その適用期限が2 年延長されました。

令和3年度税制改正において、令和3年4月 1日から令和4年3月31日までの1年間に限り、 航空機燃料税の税率が1kl当たり9,000円に引 き下げられたことに伴い、本措置の税率もその 軽減割合(本則の4分の3)に応じて1kl当た り6.750円とされました。

令和4年度税制改正において、令和4年4月 1日から令和5年3月31日までの1年間に限り、 航空機燃料税の税率が1kℓ当たり13,000円とさ れたことに伴い、本措置の税率もその軽減割合 (本則の4分の3)に応じて1kℓ当たり9,750円 とした上で、その適用期限を1年延長し、令和 5年3月31日までの措置とされました(旧措法 90の9)。

(注) 「特定離島路線」とは、離島 (その地域の全 部又は一部が離島振興法の規定により指定さ れた離島振興対策実施地域に含まれる島、奄 美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群 島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置 法に規定する離島をいいます。) と本邦の地域 との間の路線(沖縄路線航空機に積み込まれ る航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特 例措置が適用される路線を除きます。) のうち、 旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の 生活の安定に資するために特に必要なものと して、国土交通大臣が財務大臣と協議して指 定した路線及び離島と成田国際空港、東京国 際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との 間の路線をいいます(旧措法90の9、措令50 の4、特定離島路線の指定に関する告示(平 成11年3月運輸省告示第173号))。

(2) 改正の内容

上記1の改正により航空機燃料税の税率が、

1kℓ当たり18,000円とされたことに伴い、特定 離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係 る税率については、その軽減割合(本則の4分 の3)に応じて1kℓ当たり13,500円(改正前: 9,750円)とすることとされ、その適用期限を 5年延長し、令和10年3月31日までの措置とす ることとされました。ただし、1の改正と同様 に、激変緩和措置として令和7年3月31日まで の2年間は現行水準(航空機燃料1kℓ当たり 9,750円)に据え置き、その後、段階的に税率 を引き上げることとされ、具体的には次の期間に応じ、それぞれ次の税率とされました(措法90の9、改正法附則58④)。

- ① 令和5年4月1日から令和7年3月31日ま での間 航空機燃料1kℓ当たり9.750円
- ② 令和7年4月1日から令和9年3月31日ま での間 航空機燃料1kℓ当たり11.250円
- ③ 令和9年4月1日から令和10年3月31日ま での間 航空機燃料1kℓ当たり13,500円

六 自動車重量税関係の改正

1 自動車重量税の免税等の特例措置(いわゆる「エコカー減税」)の延長等

(1) 制度の趣旨等

平成20年当時、厳しい経済情勢の下で、自動車の販売台数が減少し、裾野の広い関連産業に影響を及ぼすことが懸念されたことから、自動車の買換え・購入需要を促進するとともに、環境性能に優れた自動車の普及・促進を図り、今後我が国が目指すべき低炭素社会の実現につながる措置を講ずる観点から、平成21年度税制改正において、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける車検の際に納付すべき自動車重量税について、環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置が創設されました。

その後、累次の税制改正において、燃費基準等の切り替えや2回目の車検時に係る自動車重量税の免除など、所要の見直しが行われるとともに、平成24年度税制改正、平成27年度税制改正、平成29年度税制改正、令和元年度税制改正及び令和3年度税制改正において、その適用期限が延長され、令和5年4月30日までの措置とされていました。

(2) 改正前の制度の概要

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷

の小さい検査自動車のうち、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの間に新車に係る新規検査(予備検査を含みます。以下この六において同じです。)を受けたものについて、その納付すべき自動車重量税を免税、75%軽減、50%軽減又は25%軽減とすることとされていました(旧措法90の12①~④、旧措規40の4①~④)。

(3) 改正の背景及び内容

本措置は、燃費水準が向上すれば特例の対象となる自動車が増加し、政策インセンティブ機能が低下するという性質を有しており、適用期限の到来に合わせて見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとされています。

今回の見直しでは、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行制度を令和5年12月末まで据え置くこととされ、据置期間経過後は、2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標と整合的な形とする観点から、燃費基準の達成度を段階的に引き上げる等、対象となる自動車の範囲を見直した上で、据置期間を含めその適用期限を3年延長することとされました。

具体的には、次の①のとおり適用期限を延長し、②から④までのとおりその対象となる自動車の要件を見直すこととされました。

- ① 令和8年4月30日までその適用期限を3年 延長することとされました(措法90の12①~ ④)。
- ② 乗用自動車
 - イ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、 平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素 酸化物の排出量が少ないガソリン自動車若 しくは石油ガス自動車又は平成30年排出ガ ス規制に適合するディーゼル自動車のうち、 令和2年度燃費基準を達成しているもので あって、令和12年度燃費基準を達成してい る (令和7年4月30日までの間は、令和12 年度燃費基準に対する達成の程度が90%以 上である)ものは免税対象車(措法90の12 ①四イ五六イ、措規40の4 ⑦335)、令和 12年度燃費基準に対する達成の程度が90% (令和7年4月30日までの間は、80%)以 上であるものは50%軽減対象車(措法90の 12③一イ二三イ、措規40の4 ②③33②)、令 和12年度燃費基準に対する達成の程度が80 % (令和7年4月30日までの間は、70%) 以上であるものは25%軽減対象車(措法90 の12年一イ二三イ、措規40の4第3839) と することとされました。
 - ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を 免除する措置の対象となる自動車は、上記 イの免税対象車のうち、次の(イ)及び(ロ)のも のとすることとされました(措法90の12⑤)。
 - (イ) 令和6年1月1日から令和7年4月30 日までの間に上記イの免税対象車に該当 することにより免税の規定が適用された 自動車 令和12年度燃費基準に対する達 成の程度が120%以上であるもの
 - (ロ) 令和7年5月1日から令和8年4月30 日までの間に上記イの免税対象車に該当 することにより免税の規定が適用された

- 自動車 令和12年度燃費基準に対する達成の程度が125%以上であるもの
- ③ トラック (車両総重量が3.5 t 以下のガソ リン自動車及び車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下のディーゼル自動車に限ります。)
 - イ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、 平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素 酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又 は平成30年排出ガス規制に適合するディー ゼル自動車のうち、令和4年度燃費基準を 達成しているもの(車両総重量が2.5 t 以 下のガソリン自動車にあっては、令和4年 度燃費基準に対する達成の程度が105%以 上であるもの)は免税対象車とすることと されました(措法90の12①四二六ハ、措規 40の4(20(8))。
 - ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げるガソリン自動車又はディーゼル自動車は75%軽減対象車とすることとされました(措法90の12②一ハニニロ、措規40の433(26)。
 - (イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、 平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動 車又は平成30年排出ガス規制に適合する ディーゼル自動車のうち、令和4年度燃 費基準に対する達成の程度が95%以上で あるもの(車両総重量が2.5 t 以下のガ ソリン自動車にあっては、令和4年度燃 費基準を達成しているもの)
 - (ロ) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下の ガソリン自動車であって、平成30年排出 ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出 ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排 出量が少ないもののうち、令和4年度燃 費基準を達成しているもの
 - ハ 次の(イ)又は(ロ)に掲げるガソリン自動車又はディーゼル自動車は50%軽減対象車とすることとされました(措法90の12③一ハニ三口、措規40の4293033)。
 - (イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、

平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車のうち、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が90%(車両総重量が2.5 t 以下のガソリン自動車にあっては、95%)以上であるもの

- (ロ) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下の ガソリン自動車であって、平成30年排出 ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出 ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排 出量が少ないもののうち、令和4年度燃 費基準に対する達成の程度が95%以上で あるもの
- 二 次の(イ)又は(ロ)に掲げるガソリン自動車は 25%軽減対象車とすることとされました (措法90の12④ーロハ、措規40の4 8637)。
 - (4) 車両総重量が2.5 t 以下の自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないものであって、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの
 - (ロ) 車両総重量が2.5 t を超え3.5 t 以下の自動車であって、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの
- ④ バス・トラック (車両総重量が3.5 t を超 えるディーゼル自動車に限ります。)
 - イ 平成28年排出ガス規制に適合する自動車のうち、令和7年度燃費基準を達成しているもの(令和7年4月30日までの間は、平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの)は、免税対象車とすることとされました(措法90の12①六二、措規40の4⁽¹⁾)。
 - ロ 平成28年排出ガス規制に適合する自動車 のうち、令和7年度燃費基準に対する達成

- の程度が95%以上であるもの(令和7年4 月30日までの間は、平成27年度燃費基準に 対する達成の程度が110%以上であるも の)は、50%軽減対象車とすることとされ ました(措法90の12③三ハ、措規40の4¾)。
- ハ 平成28年排出ガス規制に適合する自動車 のうち、平成27年度燃費基準に対する達成 の程度が105%以上であるものは、令和6 年1月1日から令和7年4月30日までの間、 25%軽減対象車とすることとされました (措法90の124)三口、措規40の440)。
- (注1) 上記の「免税対象車」とは、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車をいい、「75%軽減対象車」とは、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減する自動車重量税の税率を50%軽減対象車」とは、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車をいい、「25%軽減対象車」とは、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減する自動車をいいます。
- (注2) 今般の改正によりエコカー減税の対象 外となるガソリン自動車、石油ガス自動 車又はディーゼル自動車であって、乗用 自動車のうち、令和12年度燃費基準に対 する達成の程度が75%以上であり、かつ、 令和2年度燃費基準を達成しているもの は、令和7年5月1日から令和8年4月 30日までの間に自動車検査証の交付等を 受ける場合には、当該自動車検査証の交 付等の際に納付すべき自動車重量税の税 率について、自動車重量税法第7条に規 定する本則税率を適用することとする経 過措置が講じられています(改正法附則 59②、改正措規附則12②)。

(4) 適用関係

上記(3)①の改正は、令和5年5月1日から施

行され、上記(3)②から④までの改正は、令和6 年1月1日以後に自動車検査証の交付を受ける

自動車について適用されます(改正法附則1 $-\cdot \equiv$).

自動車重量税のエコカー減税の見直し (乗用車)

【現 行】

【改正後】 令和5年5月1日~令和8年4月30日

令和3年5月1日~令和5年4月30日

EV · PHV 燃料電池車 2回免税 天然ガス自動車



EV · PHV 燃料電池車 天然ガス自動車

2回免税

〔ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車〕

	現 行					
減免 区分	(令和3年5月1日 ~令和5年4月30日)	据置期間 (令和 5 年 5 月 1 日 ~令和 5 年12月31日)	基準切上げ(~2年目) (令和6年1月1日 ~令和7年4月30日)	基準切上げ(3年目) (令和7年5月1日 ~令和8年4月30日)		
2 回 免税	令和12年度燃費基準 120%達成~			令和12年度燃費基準 125%達成~		
免税	令和12年度燃費基準 90%達成~	_	•	令和12年度燃費基準 100%達成~		
▲50% 軽減	令和12年度燃費基準 75%達成~	→	令和12年度燃費基準 80%達成~	令和12年度燃費基準 90%達成~		
▲25% 軽減	令和12年度燃費基準 60%達成~	→	令和12年度燃費基準 70%達成~	令和12年度燃費基準 80%達成~		
本則税率				令和12年度燃費基準 75%達成~		

(注) 減免対象は、令和2年度燃費基準達成車に限る。

免税

免税

軽減

自動車重量税のエコカー減税の見直し(バス・トラック)

【現 行】 (令和3年5月1日~令和5年4月30日)

▲50%軽減 ▲75%軽減

免税

28年規制適合

【改正後】

○軽量ガソリン車(車両総重量2.5 t 以下のトラック)				令和5年5月1日 ~令和5年12月31日		令和6年1月1日~令和8年4月30日									
燃費性能 平成27年度燃費基準 105% 115% 120% 達成 達成 達成		準				燃費性能		令和 4 年度燃費基準							
							現行と同じ	排出	排出ガス性能			95% 達成	100% 達成	105% 達成	
	17年規制▲75% 又は 30年規制▲50%	▲25% 軽減	▲50% 軽減	▲75° 軽減				17年規制▲75% 【削除】 又は 30年規制▲50%				▶ 50% 軽減	▲75% 軽減	免税	
0	中量車(車両総重	量2.5 t 超3.	5 t 以下の	トラック	7)	ĺ									
	燃費性能		平成27年	度燃費基	连進	1		_	燃費!	生能	수.	和 4 年度	燃費基準		
抽	出ガス性能	105%達点	1	%達成	115%達成	1		排出	出ガス性能	90	%達成	95%達	成	100%達成	
ガソ	17年規制▲75% 又は 30年規制▲50%	▲50%軽減		%軽減	免税	→	→		ガソリ	17年規制▲759 【削除】 又は 30年規制▲509	5	0%軽減	▲ 75%!	軽減	免税
ノリン車	17年規制▲50% 又は 30年規制▲25%		▲50	%軽減	▲75%軽減			現行と同じ	リン車	17年規制▲509 【削除】 又は 30年規制▲259	▲ 2	5%軽減	▲50%!	軽減 .	▲75%軽減
ディーゼ	21年規制▲10% 又は 30年規制適合	▲50%軽減	咸 ▲75	%軽減	免税			ディーゼル車	ディー 21年規制▲10% 【削除】 又は ゼ 30年規制適合		▲50%軽減 ▲75%!		軽減	免税	
ル車	21年規制適合		▲ 50	%軽減	▲75%軽減			━━━【廃止】							
○重量ディーゼル車(車両総重量3.5 t 超のバス・トラック)			令和5年5月1日 ~令和5年12月31日					7年5月1日 8年4月30日							
	燃費性能	平成27年度燃費基準		1	эно 112/301Д		燃費性能		平成27年度燃費基準		令和 7 年	令和7年度燃費基準			
排	出ガス性能	105%達成	丸 1109	%達成	115%達成	\Rightarrow	現行と同じ	排出	出ガス性能	105% 達成	110% 達成	115% 達成	95% 達成	100% 達成	
	28年規制適合	▲50% <u>#</u> ¥3	咸 ▲75	%軽減	争税	1		21	8年規制適合	▲25%	▲ 50%	免税	▲ 50%	9 免税	

28年規制適合

軽減

軽減

2 自動車重量税の納付の事実の確認等の 特例措置の見直し

(1) 改正前の制度の概要

自動車重量税には、環境性能に優れた自動車の普及を促進する観点から、排出ガス性能や燃費性能に優れた自動車に係る自動車重量税を免除し、又は軽減する特例(以下「エコカー減税等」といいます。)が措置されています。

平成28年4月、一部の自動車メーカーが、その製作する自動車の型式指定の申請に際し、燃費性能の評価に必要なデータを改ざんし、国土交通大臣から誤った評価を受けていた事実が発覚し、その結果、エコカー減税等の適用を受けていた自動車について、本来納付すべき自動車重量税が納付されていないことが判明しました。

こうした状況を受け、平成29年度税制改正において、適正公平な課税を実現するための仕組みを構築する観点から、自動車重量税の法定納期限後において納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部が納付されていない事実が発覚した場合において、当該事実が生じた原因が、自動車メーカー等が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該自動車メーカー等を当該納付不足額に係る自動車重量税の納税義務者とみなして、当該納付不足額にその10%に相当する金額を加算した額を当該自動車メーカー等から徴収する措置が講じられました(旧措法90の12の2③④)。

(注1) 国土交通大臣の認定等とは、エコカー減税等の対象車に該当するかどうかの判断に用いられる認定等であって、具体的には、低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示103号)第5条の規定による排出ガス性能の認定及び自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成16年国土交通省告示61号)第3条から第4条の5までの規定による燃費性能の評価をいいます(措

規40の5①)。

(注2) 偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けた場合における自動車重量税の徴収権の時効は、その法定納期限から2年間は進行しないこととされています(措法90の12の2⑤)。

(2) 改正の内容

令和4年3月、再び、一部の自動車メーカーにおいて、排出ガス性能や燃費性能を確認する 国の試験の際に不正を行い、国土交通大臣から 誤った認定及び評価を受けていた事実が発覚し、 誤った国土交通大臣の認定等に基づきエコカー 減税等の適用を受けていた自動車について、本 来納付すべき自動車重量税が納付されていない ことが判明しました。

再度こうした問題が発生したことを受け、税制において、一層の再発抑止を図る観点から、 次の見直しを行うこととされました。

- ① 自動車メーカー等が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣がその認定等を取り消したことにより自動車重量税の納付不足額が生じた場合に当該自動車メーカー等に対して課する当該納付不足額に係る加算割合について、35%(改正前:10%)に引き上げることとされました(措法90の12の2④)。
- ② 自動車メーカー等が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣がその認定等を取り消したことにより自動車重量税の納付不足額が生じた場合に当該自動車メーカー等が納付する自動車重量税の額について、法人税法上、損金の額に算入しないこととされました(措法90の12の2⑦)。

(3) 適用関係

① 上記(2)①の改正は、令和6年1月1日以後 に法定納期限が到来する自動車重量税につい て適用し、同日前に法定納期限が到来した自 動車重量税については従前どおりとされています(改正法附則593)。

- ② 上記(2)②の改正は、令和6年1月1日以後 に法定納期限が到来する自動車重量税につい て適用されます(改正法附則59④)。
- 3 車両安定性制御装置等を装備した貨物 自動車等に係る自動車重量税率の特例措 置の見直し

(1) 制度の趣旨等

我が国では、産学官が連携し、交通事故の削減に資する先進安全自動車の開発・普及を進めています。その成果として、大型貨物自動車向けの衝突被害軽減ブレーキが世界に先駆けて実用化されましたが、このような衝突被害軽減ブレーキを導入することは国際的な潮流となっており、我が国では、平成26年11月以降、順次、大型貨物自動車に対して衝突被害軽減ブレーキの装備を義務付けることとされました。

こうした状況も踏まえ、衝突被害軽減プレーキを装備した大型貨物自動車の早期普及を図る 観点から、平成24年度税制改正において、当該 大型貨物自動車の新車に係る新規検査を受ける 際の自動車重量税を50%軽減する特例措置が創 設されました。

また、平成24年4月に発生した関越自動車道における高速バス事故を契機に、バスの安全対策を強化する観点から、バスに対する衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを含めた車両安全対策の検討が進められました。その結果、車両総重量が5tを超えるバス等(人の運送の用に供する自動車で乗車定員が10人以上のもの(立席を有するものを除きます。)をいいます。以下同じです。)に対する衝突被害軽減ブレーキの技術基準の策定等が行われたことから、その早期普及を図る観点から、平成25年度税制改正において、本措置の対象に車両総重量が5tを超えるバス等であって衝突被害軽減ブレーキを装備したものを加えることとされました。

平成27年度税制改正において、衝突被害軽減

ブレーキ等の早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速化させる観点から、本措置の適用対象車の範囲を拡充するとともに、対象装置に車両安定性制御装置を追加した上、3年間の延長措置が講じられました。

平成29年度税制改正において、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を契機とした道路運送法の改正(貸切バス事業者の事業許可の更新制の導入・罰則強化など)等による貸切バス運行の安全性強化の一環として、本措置の対象に車両総重量が12 t を超えるバス等であって車線逸脱警報装置を装備したものが追加されました。

平成30年度税制改正において、車両安定性制 御装置等の早期普及により交通事故の防止及び 被害軽減を加速させる観点から、車線逸脱警報 装置を装備した車両に係る措置につき、対象と なる車両の見直しを行った上、3年間の延長措 置が講じられました。

令和3年度税制改正において、新たに装備の 義務化が決定された側方衝突警報装置を対象装 置に追加する等の見直しを行った上、その適用 期限が3年延長され、令和6年4月30日までの 措置とされました。

(2) 改正前の制度の概要

以下の場合において、その新車に係る新規検査を受ける際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減、50%軽減又は25%軽減することとされていました。

① 車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラック(トラクタ及びトレーラーを除きます。② において同じです。)のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を装備したもの(自動車検査証においてこれらの装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。)について、令和3年5月1日から同年10月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の

際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減する(旧措法90の14①、旧措規40の7①~ ⑥)。

- ② 車両総重量が12 t 以下のバス等及び車両総 重量が3.5 t を超え20 t 以下のトラックのう ち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置(車両総重量が5 t 以下のバス等にあっては衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置)を装備したもの (①の適用のあるものを除き、自動車検査証においてこれらの装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。) について、令和3年5月1日から同年 10月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する(旧措法90の14②、旧措規40の7⑦⑧)。
- ③ 車両総重量が8 tを超えるトラック(トレーラーを除きます。)のうち、側方衝突警報装置を装備したもの(①の適用のあるものを除き、自動車検査証において側方衝突警報装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。)について、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減する(旧措法90の14③、旧措規40の7⑨)。

(3) 改正の内容

本措置については、令和7年9月以降、順次、バス等及び車両総重量が3.5 t を超えるトラックに対して、歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキの装備を義務付けることとされた

ことを踏まえ、その早期普及により交通事故の 防止及び被害軽減を加速させる観点から、次の とおり、この歩行者検知機能を有する衝突被害 軽減ブレーキを対象装置に追加する見直しを行 うこととされました。

- ① 車両総重量が8 tを超えるトラック(トレーラーを除きます。②において同じです。)のうち、側方衝突警報装置及び歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキを装備したもの(自動車検査証においてこれらの装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。)について、令和5年5月1日から令和6年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減することとされました(措法90の14①、措規40の7①~③)。
- ② バス等又は車両総重量が3.5 t を超えるトラックのうち、歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキを装備したもの(①の適用のあるものを除き、自動車検査証において歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキを装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。)について、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減することとされました(措法90の143、措規40の7⑤⑥)。

(4) 適用関係

上記の改正は、令和5年5月1日以後に自動 車検査証の交付を受ける自動車について適用さ れます(改正法附則1一)。

七 印紙税関係の改正

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構が 作成する非課税文書の見直し

(1) 制度の概要

印紙税は、経済取引等に伴う文書の作成・行使の背後には経済的利益が存在すると推定されること等から、各種の契約書、有価証券、定款、預貯金証書、保険証券、金銭又は有価証券の受取書など、印紙税法別表第1に掲げる20種類の課税文書に対して軽度の負担を求めています。

ただし、印紙税法別表第3の文書名の欄に掲げる文書で、同表の作成者の欄に掲げる者が作成したものについては、同法第5条第3号の規定に基づき非課税とされています。この印紙税法別表第3には様々な文書が掲名されていますが、事業団その他の特殊法人でその作成する文書の一部を非課税とするものの1つとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」といいます。)が作成した独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号。以下「中小機構法」といいます。)に基づく一定の業務に関する文書が掲名されています。

(参考) 旧印紙税法 (昭和42年法律第23号)

(非課税文書)

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる 文書のうち、次に掲げるものには、 印紙税を課さない。

一・二 省 略

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同 表の下欄に掲げる者が作成したもの 別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名	作成者
省略	省 略
独立行政法とは、大学の政治を関するという。 独立行政とは、「中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中	独立大政小整構
省略	省略

(2) 改正の背景等

中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群に、支援施策の対象を拡大するため、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)により中小機構法の一部が改正され、中小機構は次に掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うことができることとされました(中小機構法15②三。令和3年6月17日施行)。

- ① 経営の革新を行う事業者
- ② 事業者の経営の革新を支援する事業を行う

者

(3) 改正の内容

関係省庁の要望や、現行、非課税とされている中小機構の他の業務との関係を踏まえ、中小機構が作成する中小機構法第15条第2項第3号に掲げる業務に関する文書を非課税文書とすることとされました(印法別表第3)。

(4) 適用関係

上記の改正は、令和5年4月1日以後に中小機構が作成する中小機構法第15条第2項第3号に掲げる業務に関する文書について適用し、同日前に中小機構が作成した当該業務に関する文書に係る印紙税については、従前どおりとされています(改正法附則22)。

2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に 影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非 課税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

公的貸付機関等又は金融機関が特定事業者 (新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防 止のための措置によりその経営に影響を受けた 事業者をいいます。以下同じです。) に対して 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に 影響を受けたことを条件として他の金銭の貸付 けの条件に比し特別に有利な条件で行う特別貸 付けに係る消費貸借契約書のうち、特定日とし て規定された令和3年1月31日までに作成され るものについては、印紙税を課さないこととさ れました。

令和3年1月31日の適用期限の到来に際しては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延

防止のための措置によりその経営に影響を受ける事業者が多くあり、これを受け、多くの公的貸付機関等及び金融機関が引き続き特定事業者に対する特別貸付制度を存置していることを踏まえ、令和3年度改正において、その適用期限が延長され、令和4年3月31日までの措置とされました。

令和4年度改正において、その適用期限が1年延長され、令和5年3月31日までの措置とされました。(新型コロナ税特法11、旧新型コロナ税特令8、新型コロナ税特規6)。

- (注1) 上記の「公的貸付機関等」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構などをいいます(新型コロナ税特法11①、新型コロナ税特令8①、新型コロナ税特規6①)。
- (注2) 上記の「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行をいいます(新型コロナ税特法11②、新型コロナ税特令8④)。

(2) 改正の内容

本措置については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、公的貸付機関等による新型コロナ特別貸付等が令和5年4月以降も継続されることに鑑み、その適用期限を1年延長し、令和6年3月31日までの措置とすることとされました(新型コロナ税特令8③)。

八 その他間接税等関係の改正

特例輸入者の帳簿代用書類の保存方法の見直し

(1) 改正前の制度の概要

酒税法、たばこ税法、揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法においては、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の適正な執行を確保するため、酒類、製造たばこ、揮発油、課税石油ガス、原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(以下「酒類等」といいます。)の製造者、販売業者又は特例輸入者等に、製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実の記帳義務を課しています(酒法46、た法25、揮法24、石ガ法24、石石法21)。

このうち、特例輸入者の記帳義務に係る帳簿の記載事項は、関税法第67条の規定による輸入の許可ごとに、次の事項を帳簿に記載することとされています(旧酒令52④本文、旧た令17⑤本文、旧揮令17⑤本文、旧石ガ令21④本文、旧石令20⑧本文)。

- ① その引取りに係る酒類等の区分及び種別
- ② 区分及び種別ごとの数量
- ③ 当該輸入の許可の年月日及びその許可書の 番号

ただし、上記①から③の事項の全部又は一部が関税法施行令第4条の12第2項の書類又は輸入の許可書(以下「輸入許可書等」といいます。)に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされています(旧酒令52④ただし書、旧た令17⑤ただし書、旧石布令21④ただし書、旧石石令20⑧ただし書)。

(注) 上記の「特例輸入者」とは、酒類等を保税 地域から引き取ろうとする者で関税法第7条 の2第2項に規定する特例申告を行う者をい います (酒法30の63等)。

(参考) 関税においては、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、我が国の国際競争力を確保することを目的とした、貨物のセキュリティ管理と法令順守(コンプライアンス)の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度(AEO制度)があります。この貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として、あらいじめいずれかの税関長の承認を受けた輸入者等は、輸入の許可を受けた貨物について、納税申告を後日まとめて行うことが可能となりますが、この後日まとめて行う納税申告が上記(注)の「特例申告」となります(関税法7の2①②)。

(2) 改正の内容

上記(1)の輸入許可書等を整理して保存する場合に一定の事項の記帳を省略する際の当該輸入許可書等について、例えばNACCS(貿易関連の行政手続きと民間業務をオンラインで行うシステム)を利用して税関長の輸入の許可を受ける場合などを想定し、その輸入許可書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を整理して保存することで一定の事項の帳簿への記載を省略することを可能とすることとされました(酒令52⑤、た令17⑥、揮令17⑥、石ガ令21⑤、石石令20⑨)。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和5年4月1日以後に輸入の許可を受ける酒類等につき酒税法施行令第52条第4項ただし書等の規定を適用する場合について適用されます(改正酒令附則②、改正た令附則③、改正揮令附則②、改正石ガ令附則②、改正石石令附則③)。

2 課税済みの輸入製造たばこの輸出に関する明細を記載した書類の記載方法の見 直し

(1) 改正前の制度の概要

たばこ税は、原則として、製造たばこがその 製造場等から移出され、又は保税地域から引き 取られる時に納税義務が成立する移出時(引取 時)課税制度を採用しています。

一方で、消費地課税の考え方から、国内において消費される課税物件に対して負担を求めることを予定していますので、特定販売業者が自ら保税地域から引き取り販売のために保持する製造たばこを輸出した場合には、引取り時に納付又は徴収される税額を還付することとされています(た法15①)。

この還付を受けるためには、輸出をした日か ら6か月以内に課税済みの輸入製造たばこの輸 出の場合の税額の還付に係る申請書(以下2に おいて「申請書」といいます。)に輸出のため 外国航路に就航する船舶等に積み込まれたこと を輸出港の所轄税関長が証明した書類、当該事 実を輸出の許可をした税関長が証明した書類又 は当該酒類等が外国に陸揚げされたことを証明 する書類等(以下2において「輸出証明書」と いいます。) に基づいて税率の適用区分、当該 区分ごとの数量、輸出の年月日、仕向地、輸出 港の所轄税関等の輸出に関する明細を記載した 書類(以下2において「添付書類」といいま す。) 等を添付して、これを輸出の申告をした 税関の税関長に提出する必要がありました(た 法15②、旧た令8③)。

(2) 改正の内容

輸出証明書に基づき添付書類に輸出に関する明細を記載する際の当該輸出証明書について、例えばNACCS(貿易関連の行政手続きと民間業務をオンラインで行うシステム)を利用して税関長の輸出の許可を受ける場合などを想定し、その輸出証明書に記載すべき事項を記録した電

磁的記録に基づき当該添付書類に当該輸出の明 細を記載することを可能とすることとされました(た令8③)。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和5年4月1日以後に特定 販売業者が輸出した製造たばこに係る書類につ いて適用することとされています(改正た令附 則②)。

3 石油石炭税における月別申告の特例の 承認申請書の記載方法の見直し

(1) 改正前の制度の概要

関税につき申告納税方式が適用される原油等 (原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は 石炭をいいます。以下同じです。)を保税地域 から引き取ろうとする者は、その引取りに係る 石油石炭税を免除される場合を除き、原則とし て、その引取りの都度、一定の事項を記載した 申告書(都度申告書)を税関長に提出しなけれ ばならないこととされています(石石法14①)。

しかしながら、石油石炭税は、その創設当初、 従価税方式(課税物件の価額を課税標準として 税額を算出する方式をいいます。)を採用して おり、課税標準の構成要素である原油の価格、 運賃又は保険料が保税地域からの引取り時に直 ちに確定しない場合があること等を考慮して、 月別申告制度が設けられており、具体的には次 のとおりとされていました。

① 関税につき申告納税方式が適用される原油等を保税地域から継続的に引き取る者として一定の者に該当する者は、国税庁長官の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月(原油等の保税地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油石炭税を免除されるべき月を除きます。)、一定の事項を記載した申告書(月別申告書)を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関長に提出すればよいこととされて

います (石石法15①②)。

- (注) 上記の「保税地域から継続的に引き取る者として一定の者に該当する者」とは、原油等(その引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除きます。以下同じです。)を、承認の申請の日の属する月の前月の末日以前6月内の各月(原油等の引取先の石油の精製の用に供する設備その他の施設について高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第35条第1項又は第35条の2に規定する保安検査又は定期自主検査その他法律の規定に基づくこれらに類する検査が行われたことにより、原油等を保税地域から引き取らなかった月を除きます。)において保税地域から一回以上引き取っている者とされています(石石令16①)。
- ② 上記①の国税庁長官の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならないこととされています。この場合において、ハに掲げる事項は、当該原油等が、関税法第67条の規定による輸入の許可を受けたものであることを証する書類又は同法第73条第1項の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものであることを証する書類(以下「輸入許可書等」といいます。)に基づいて記載する必要がありました(旧石石令16②)。
 - イ 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番 号又は法人番号(個人番号を有しない個人 にあっては、住所及び氏名)
 - ロ 法第14条第1項の規定による申告書に代 えて法第15条第2項の規定による申告書に よることを便宜とする事情
 - ハ 申請の日の属する月の前月の末日以前6 月内に保税地域から引き取った原油等の月 ごとの引取回数及び数量
 - ニ 過去1年以内に法第15条第4項の規定に よる取消しの通知を受け、又は同条第5項 の規定による届出書を提出したことの有無
 - ホ 現に国税の滞納があり、又は最近において国税の著しい納付遅延がある場合には、 その事実

- へ 過去1年以内に国税につき国税通則法 (昭和37年法律第66号)第17条第2項に規 定する期限内申告書の提出がなかった場合 には、その事実
- ト 過去1年以内に国税につき国税通則法第 19条第3項に規定する修正申告書の提出又 は同法第24条の規定による更正があった場 合には、その事実
- チ 申請の日の属する月の前月の末日以前6 月内に原油等の保税地域からの引取りがな かった月がある場合において、当該引取り がなかったことが前項に規定する保安検査、 定期自主検査その他これらに類する検査が 行われたことによるものであるときは、そ の事実
- リ 納税地として指定を受けようとする場所 の所在地
- ヌ 当該指定を受けようとする場所を納税地 とすることを便宜とする事情
- ル 申請者が住所地若しくは居所地又はりに 掲げる場所以外の場所に事務所を有する場 合には、その所在地
- ヲ 申請の日の属する月の前月の末日以前 6 月内において原油等を引き取った保税地域 の所在地
- ワ その他参考となるべき事項

(2) 改正の内容

上記(1)②の輸入許可書等に基づき申請書に記載する際の当該輸入許可書等について、例えばNACCS(貿易関連の行政手続きと民間業務をオンラインで行うシステム)を利用して税関長の輸入の許可を受ける場合などを想定し、その輸入許可書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録に基づき申請書に記載することを可能とすることとされました(石石令16③)。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和5年4月1日以後に提出する申請書への記載について適用されます(改正石石令附則②)。